

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成18年9月21日(2006.9.21)

【公表番号】特表2005-536825(P2005-536825A)

【公表日】平成17年12月2日(2005.12.2)

【年通号数】公開・登録公報2005-047

【出願番号】特願2004-531132(P2004-531132)

【国際特許分類】

G 11 C 13/04 (2006.01)

G 03 H 1/02 (2006.01)

【F I】

G 11 C 13/04 C

G 03 H 1/02

【手続補正書】

【提出日】平成18年8月3日(2006.8.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外縁付近に形成された第1の流体格納機構を含む第1の基板と、
第2の基板と、

前記第1および第2の基板間のホログラフィック記録材料と、
を含み、

前記第2の基板が、外縁付近に形成された第2の流体格納機構を含む、ホログラフィックデータ記憶媒体。

【請求項2】

前記ホログラフィック記録材料が、前記第1および第2の基板の内面と、前記第1および第2の流体格納機構のうちの少なくとも1つの内面とにより画定されるキャビティ内で硬化される、請求項1に記載の記憶媒体。

【請求項3】

前記第1および第2の流体格納機構が互いに当接して前記キャビティを実質的に封止する、請求項2に記載の記憶媒体。

【請求項4】

前記第1および第2の流体格納機構が前記媒体の製造時に通気間隙を画定し、前記通気間隙は前記ホログラフィック記録材料が前記第1および第2の基板間に注入される際に前記キャビティから気体を流出可能にする、請求項2に記載の記憶媒体。

【請求項5】

前記第1の基板の中央に形成された第1の中央片と、前記第2の基板の中央に形成された第2の中央片とをさらに含み、前記第1の中央片が前記第1の基板の外面に対して凹状であるとともに前記第2の中央片が前記第2の基板の外面に対して凹状である、請求項1に記載の記憶媒体。

【請求項6】

前記第1および第2の中央片のうちの少なくとも1つが、前記媒体の製造時に前記ホログラフィック記録材料を注入できる注入通路を画定する、請求項5に記載の記憶媒体。